

# 1919年ルール鋳夫ゼネスト分析

野 村 正 實

## 目 次

### I. 序幕

1. 「ヴィクトリア炭鋳」
2. 「ドイチャー・カイザー」系諸炭鋳

### II. 主体の編制

1. 国家
  - a. 政府
  - b. 軍隊
2. 「9人委員会」

### III. 2月ゼネスト

1. 発端
2. 経過
3. 意義

### IV. 4月ゼネスト

1. 発端
2. 展開

### V. 綜括

## はじめに

ルール炭鋳業は、1919年に大ストライキを闘じた。一つは18万人参加の2月ゼネストであり、いま一つは30万人参加の4月ゼネストである。この二つのゼネストは、規模の大きさ、質の高さ、ルール炭鋳業がドイツ経済に占める基軸的な地位によって、戦後危機における国家・諸党派の本質を鮮明に示すものとなった。本稿は、この二つのゼネストを分析することによって、戦後

危機における階級対抗を把握することを意図している<sup>(1)</sup>。なお、本稿は、既発表の拙稿<sup>(2)</sup>を有機的前提として執筆されている。

## I. 序幕

ドイツ革命は、1918年11月3日のキール水兵叛乱とともに始まった。翌4日、キールに兵士評議会が成立した。数日のうちに、兵士運動は北ドイツを中心に急速に拡大した。

ルール炭鉱地帯における旧権力は、他地域の叛乱兵士の到着とともに崩壊した。崩壊のパターンはどの炭鉱都市にも共通しているため、ここでは、ドルトムント市の場合のみを見ておこう。

11月8日午前、水兵達が突然ドルトムント市に現われた。市には緊張した

(1) 本稿においてしばしば引用される史料は、次のように略記される。

STAM OB=Staatsarchiv Münster, Bestand: Oberbergamt Dortmund B, ミュンスター州立公文書館のドルトムント上級鉱山監督局関係文書

BAZ=*Bergarbeiterzeitung*, 「旧組合」週刊機関紙

DBK=*Der Bergknappe*, 「キリスト教鉱夫組合」週刊機関紙

AZE=*Arbeiterzeitung, Essen*, エッセン地区SPD日刊機関紙

VBB=*Volksblatt, Bochum*, ボッフム地区SPD日刊機関紙

WAVZ=*Westfälische Allgemeine Volkszeitung*, ドルトムント地区SPD日刊機関紙

なお、労働者政党については、次のように略記する。

SPD=Sozialdemokratische Partei Deutschlands, ドイツ社会民主党

USPD=Unabhängige Sozialdemokratische Partei Deutschlands, ドイツ独立社会民主党

KPD=Kommunistische Partei Deutschlands, ドイツ共産党

(2) 「ルール炭鉱業における労資関係の形成」社会政策学会年報第21集『日本経済と雇用・失業問題』(御茶の水書房, 1977年)。「ルール炭鉱業における労資関係の展開——ドイツ革命の史的的前提——」(I) — (IV・完)『岡山大学経済学会雑誌』第9巻第2号(1977年10月), 第3号(1978年3月), 第4号(3月), 第10巻第1号(1978年7月)。「第一次大戦下におけるルール炭鉱業の労資関係」(I) (II・完)『岡山大学経済学会雑誌』第10巻第2号(1978年9月), 第3号(12月)。

空気が漲り、いたるところに人だかりができた。午後、労働組合会館で兵士の集会——市には軍隊が駐屯していた——が開かれ、兵士評議会を選出した。SPDは、革命運動の阻止が不可能になったため、USPDとの協議に入った。夕方、SPD・USPD・兵士評議会の話し合いにより、ドルトムント労兵評議会が結成された。それに先立って、兵士は鉄道監視所を占拠し、将校を武装解除した。夜、さらに軍事施設や警察署を占拠した。そして、政治犯のみならず一般犯罪人をも解放した（ただし、一般犯罪人は、市内での略奪行為により再び逮捕されている）。注目されるのは、兵士のこれらの行動に対し旧権力は何ら抵抗せず、深刻な衝突はまったくなかったことである。翌9日、労兵評議会は、市の政治・軍事を掌握したことを明らかにした。<sup>(1)</sup>

11月8日から9日にかけて、ルール炭鉦都市の旧権力は次々と崩壊していった。ドルトムント市において見られたように、この局面の運動はもっぱら兵士によって担われていた。ルール鉦夫は平穏であった。<sup>(2)</sup>

しかし、11日からはルール鉦夫も自らの要求を持って起ち上がった。さしあたり、その運動は炭鉦ごとにはばばらにおこなわれた。ルール鉦夫運動全体を統一する指導的組織（＝「9人委員会」）が結成されたのは1919年1月13日であった。本章は、「9人委員会」結成以前における鉦夫運動のうち、運動の質を理解する上で重要な「ヴィクトリア炭鉦」および「ドイチャー・カイザー」系諸炭鉦の事例を検討する。

---

(1) Inge Marbolek, „Sozialdemokratie und Revolution im östlichen Ruhrgebiet. Dortmund unter der Herrschaft des Arbeiter- und Soldatenrates“, Reinhard Rürup (Hrsg.), *Arbeiter- und Soldatenräte im rheinisch-westfälischen Industriegebiet. Studien zur Geschichte der Revolution 1918/19*, Wuppertal 1975, S. 248.

(2) Hans Spethmann, *Zwölf Jahre Ruhrbergbau*, Bd. I, Berlin 1928, S. 85. (以下、Spethmann I と略記して引用する)

## 1. 「ヴィクトリア炭鉱」

ヴィクトリア (Victoria) という名の炭鉱は、ルール地方に二つあった。一つはエッセンに、いま一つはリュューネンにあった。ここで検討されるのは後者であり、前者と区別するため、通常、「ヴィクトリア＝リュューネン炭鉱」と呼ばれた。同炭鉱は「ハーペン鉱山株式会社」(Harpener Bergbau-AG.) に属しており、従業員数は1918年—2256人、1919年—2102人であった。

同炭鉱の労働者は、すでに1918年11月18日、鉱業所長ヴァルクホフ (Bergwerksdirektor Walkhoff) の辞職を要求した。鉱業所長はそれを拒否した。<sup>(3)</sup>翌1919年1月3日と4日の2回にわたって、補助係員シュルケン (Hilfssteiger Schürken) が、鉱業所長の解任を求める手紙を職員に出した。そのため5日(日曜日)午前、技師長 (Betriebsführer)・副技師長 (stellv. Betriebsführer)・係長 (Fahrsteiger)を含め41人が出席する職員集会が開かれた。鉱業所長解任問題について口頭で賛否をとったところ、全員が留任を支持した。しかし要望があったため、次に秘密投票がおこなわれた。その結果、27人が留任に賛成し、残り14人が鉱業所長の追放・補助係員シュルケンの鉱業所長への就任に賛成した。同日の夕方、係員のみを集会が開かれ、翌日から鉱業所長の追放・シュルケンの鉱業所長への就任を実行することを決議した。翌6日の朝、労働者が入坑する前にリュューネン市の労兵評議会メンバー数人が武器を持って現われ、ランプの受け渡しを禁止した。臨席していた係員は、シュルケンを鉱業所長にするという考えを述べた。坑口浴室に集まっていた労働者は、挙手と喝采によってそれを支持した。同時に、シュルケン・事務長ハラーバツハ (Bürovorsteher Hallerbach)・1名のUSPD・1名のSPDから成る経営評議会 (Betriebsrat) を選出した。<sup>(4)</sup>坑内技師長

(3) I. Maršolek, *op. cit.*, S. 288. ルール炭鉱の職制については、拙稿「ルール炭鉱における労資関係の展開」(Ⅲ) 69頁を参照。

(4) „Der Bergrevierbeamte Lünen an das Oberbergamt Dortmund am 7. 1. 1919“, STAM OB Nr. 1794, Bl. 30—32.

および5人の係長はシュルケンの下で働くことを拒否したため、職員は技師長を互選した。<sup>(5)</sup>

この事態に対し、10日後の1月16日、「ハーペン鉱山株式会社」は、次の強硬な声明を発表した。

「われわれによって『ヴィクトリア炭鉱』の経営指導に任命された鉱業所長およびその他の重要な職員が、暴力によって、炭鉱内への立ち入りと職務遂行を阻止されている。それ故われわれは、もはや経営の安全と従業員の生命健康とに責任を負うことはできない。また、必要な経営資材の供給と賃金支給の保証とを将来にわたって拒否せざるを得ない。」<sup>(6)</sup>

この声明後、原状回復（追放された職員の復帰・不法な経営評議会の廃止）<sup>(7)</sup>を要求して事務職員が職務放棄に入った。

休坑の惧れのため、2月3日、労働者は、「ハーペン鉱山会社」の他の炭鉱の労働者とともに、ドルトムント市（本社所在地）にデモ行進をおこなった。彼らはドルトムント労兵評議会議長メーリヒ（Mehlich, SPD）に、(1)前鉱業所長ヴァルクホフの追放、(2)技師長・係長の解雇、(3)現在の技師長代理・係長の承認、(4)「エッセン決議」〔これについては、本稿Ⅱを参照〕にもとづいて選出された炭鉱評議会の会社取締役会による承認、以上4点の要求を伝えたが、結局、成果はなかった。<sup>(8)</sup>

2月7日には経営評議会と「ハーペン鉱山会社」との話し合いがおこなわれ、次の協定が結ばれた。(1)「プロイセン炭鉱」〔「ハーペン鉱山会社」の炭鉱——引用者〕鉱業所長が暫定的に「ヴィクトリア炭鉱」の経営指導をおこなう。(2)技術系および事務系職員は、従業員との事前の話し合いを経て、可及的速やかに職務を再開する。(3)経営指導部は、炭鉱評議会・労働者委員会・

(5) Spethmann I, S. 168.

(6) „Bekanntmachung von Harpener Bergbau-AG. am 16. 1. 1919“, STAM OB Nr. 1794, Bl. 107.

(7) Spethmann I, S. 168.

(8) I. Maršolek, *op. cit.*, S. 289—290.

職員委員会と業務について協議する用意がある。(4)鉱業所長ヴァルクホフに対する非難は、詳細に調査する。(5)「ルール炭鉱連盟」と労働組合との1919年1月9日協定にもとづいて、手当を支払う。(6)この争議を理由とする不利益処分は、いずれの側によってもなされない。(7)双方は本協定の実行に全力を尽くす、以上である。<sup>(9)</sup>

この協定にもとづいて、2月11日、従業員集會が開かれた。秘密投票は、追放された職員の復歸を支持する従業員がごく少数にすぎないことを明らかにした。<sup>(10)</sup> 追放された職員が元の職務についたのは、4月ゼネスト終了後の5月26日であった。<sup>(11)</sup>

この争議に際して、賃銀の決定・支払や石炭販売代金の処理がどのようにおこなわれていたかは不明である。しかしこの争議は、労働者・職員が経営の自主管理をおこなおうとしたことを明瞭に示している。

反労働者的職制の追放は、当時、「狂暴な社会化」(wilde Sozialisierung)と呼ばれた。「狂暴な社会化」は、決して「ヴィクトリア炭鉱」における孤立的事件だったのではない。すでに1918年11月23日までに6炭鉱で職制が追放された。<sup>(12)</sup> 私が知りえた限りでも、1919年2月末までに、計23炭鉱で職制が追放された。<sup>(13)</sup> 実際には追放が実行されなかったものの、労働者が追放を要求した事例は、数多くあった。職制追放=自主管理は、ルール鉱夫の普遍的志

---

(9) „Vereinbarungen zwischen dem Vorstand der Harpener Bergbau-AG. und dem Betriebsrat der Zeche Viktoria im Beisein des Abgeordneten Hue und eines Mitgliedes der Neuner-Kommission in Essen“, STAM OB Nr. 1794, Bl. 135.

(10) „Der Bergrevierbeamte Lünen an das Oberbergamt Dortmund am 10. 3. 1919“, STAM OB Nr. 1794, Bl. 313.

(11) Spethmann I, S. 169.

(12) „Das Oberbergamt Dortmund an den Minister für Handel und Gewerbe am 23. 11. 1918“, STAM OB Nr. 1793, Bl. 226.

(13) STAM OB Nr. 1793 und 1794; Spethmann I, S. 168—171.

向であったのである。そして、このような試みが労働者によって「社会化」と呼ばれていたことは、「社会化」という言葉が経営の労働者管理を含むものであったことを示している。

## 2. 「ドイチャー・カイザー」系諸炭鉱

ルール地方西部のハムボルン市に所在する「ドイチャー・カイザー鉱山共済会社」(Gewerkschaft Deutscher Kaiser)の諸炭鉱における労働運動については、すでにルーカスの詳細な研究が<sup>(14)</sup>公刊されており、そしてその研究を紹介した邦語文献<sup>(15)</sup>もあるため、本稿は、具体的経過についてはそれらに譲り、争議の特質について検討するにとどめる。

労働時間短縮と賃上げとを主要な争点とした「ドイチャー・カイザー」系諸炭鉱の争議は、ストライキを争議手段とし、経営指導者のつるし上げを伴っていた。しかし、この争議で注目されるのは、その組織形態である。すなわち、1918年11月20日、「ドイチャー・カイザー」系炭鉱で一斉に「委員会」(Kommission)という名称の従業員代表が選出され、それ以後の運動の組織的中心となったのである。

従業員集会による「委員会」という名の従業員代表の選出そのものは、大戦前からおこなわれていた。<sup>(16)</sup>しかし、ここでの問題は、「委員会」の選出と、法的に定められた労働者委員会・保安委員制度の解体とが一体となっておこ

(14) Erhard Lucas, „Ursachen und Verlauf der Bergarbeiterbewegung in Hamborn und im westlichen Ruhrgebiet 1918/19“, *Duisburger Forschung*, Bd. 15 (1971). Siehe auch E. Lucas, *Zwei Formen von Radikalismus in der deutschen Arbeiterbewegung*, Frankfurt a. M. 1976.

(15) 木村靖二「ルール西部における炭鉱労働運動とドイツ革命」『社会運動史』第3号(1973年)

(16) 拙稿「ルール炭鉱業における労資関係の展開」(Ⅱ) 97—99頁。

なわれたことにある<sup>(17)</sup>。このことは、まず第一に、「委員会」がたんに法的効力を持たない従業員代表であったにとどまらず、より積極的に、既存のフォーマルな労資関係機構を否定することを意味していた。第二に、それは二重の意味で反労働組合的であった。すなわち、鉱夫組合は、「ルール炭鉱連盟」との団体交渉において、「経営への恣意的介入を差し控える」ことを承認し、そして労働者委員会の解体を「経営への恣意的介入」と見なしていたのである<sup>(18)</sup>。また、いま一つの意味においても、労働者委員会の解体は反労働組合的であった。「ドイチャー・カイザー」系諸炭鉱（「ドイチャー・カイザー 1 / 6 炭鉱」・「ドイチャー・カイザー 2 / 5 炭鉱」・「ドイチャー・カイザー 3 / 7 炭鉱」・「ドイチャー・カイザー 第 4 炭鉱」）における保安委員の党派別内訳は、戦前の1912年に、保安委員計63人のうち、「旧組合」32人、「キリスト教鉱夫組合」5人、「ポーランド人職業組合」23人、「ヒルシュ・ダウンカー鉱夫組合」1人であり、未組織者はわずか2人にすぎなかった<sup>(19)</sup>。また、戦時下の1915年12月でも、軍に応召された保安委員を除く計46人の保安委員のうち、「旧組合」19人、「キリスト教鉱夫組合」8人、「ポーランド人職業組合」16人であり、未組織者は3人にすぎなかった<sup>(20)</sup>。つまり、保安委員の圧倒的部分は労働組合員だったのであり、そして、彼らが保安委員に選出されていること自

(17) 「委員会」選出に先立って、労働者委員会・保安委員制度の解体が要求されており、11月19日までに、「ドイチャー・カイザー 2 / 5 炭鉱」および「ドイチャー・カイザー 3 / 7 炭鉱」で労働者委員会が任務を放棄した。（„Der Bergrevierbeamte Duisburg an das Oberbergamt Dortmund am 19. 11. 1918“, STAM OB Nr. 1794, Bl. 280.）

(18) 「ルール炭鉱連盟」と4鉱夫組合との1918年11月14日協定第7項—「ドイツ国民経済の維持とそのため無条件かつ緊急に必要な石炭生産とのために、経営への恣意的介入を差し控えるべき点で一致した（たとえば、職員の追放、労働者委員会や保安委員の解体、作業方時間の恣意的変更、自動車や馬の持ち去り）。」

(19) „Der Bergrevierbeamte Duisburg an das Oberbergamt Dortmund am 14. 6. 1912“, STAM OB Gr. 119 Nr. 291, Bl. 117—118.

(20) „Der Bergrevierbeamte Duisburg an das Oberbergamt Dortmund am 28. 12. 1915“, STAM OB Gr. 119 Nr. 292, Bl. 175.

体から判断して、労働組合の職場活動家であると推測される。彼らが労働者から辞任を強要されたのである。

労働者委員会の解体・インフォーマルな従業員代表の選出も、「ドイチャー・カイザー」系諸炭鉱の孤立的事件ではなかった。ドルトムント上級鉱山監督局は、1918年11月23日、プロイセン商工大臣に次のように報告した。

「労働者委員会の解体は数多くおこなわれた。多くの労働者委員会は自発的に地位を放棄した。新しい委員会はしばしば従業員集会において選ばれた。<sup>(21)</sup>」

しかし、鉱夫のこのような反労働組合的行動は、この時点においては、そのものとして自覚されてはいなかった。多くの場合、労働者委員会の解体と同時並行的に、いずれかの鉱夫組合、とりわけ「旧組合」への強制加入がルール鉱夫によって要求されていたのである。<sup>(22)</sup>このような矛盾した行動は、ルール鉱夫にとってあるべき労働組合像と現にある労働組合との乖離が鉱夫に自覚されていなかったことを示している。鉱夫組合員数は11月革命以後文字通りの激増を示したが、大量の新組合員は現実の鉱夫組合の路線に共鳴したのではなかったのである。<sup>(23)</sup>しかし、ルール鉱夫が自覚的に反労働組合的となるためには、1919年2月ゼネストを経なければならなかった。

「ヴィクトリア炭鉱」および「ドイチャー・カイザー」系諸炭鉱の事例はそれ自体としても興味深いものであるが、ルール鉱夫の志向を初期的かつ直

(21) „Das Oberbergamt Dortmund an den Minister für Handel und Gewerbe am 23. 11. 1918“, STAM OB Nr. 1793, Bl. 226.

(22) Spethmann I, S. 89.

(23) ルール地方における「旧組合」組合員数は、1918年初には56,642人にすぎなかったが、同年末には3倍の185,540人に激増した。「旧組合」の活動報告は、新組合員について次のように指摘した。「今まで労働組合の理念にほとんど感動しなかったこの大量の新組合員は、労働組合的規律と秩序にうまく適応しなかった。のみならず、彼らは、古くからの組合員という信頼できる隊列に解体的に作用する危険を孕んでいた。これらの新組合員は、組合に加入するや否や、現在の状況では決して実現されえない要求を提出した。」(Geschäftsbericht des Verbandes der Bergarbeiter Deutschlands für die Jahre 1917 und 1918, S. 126—127.)

接的に表現したものとして重要である。ルール炭鉱におけるいわゆる社会化運動は、このような志向を取り込んで展開したのであり、それを底流としていたのである。この点を無視した社会化運動評価は、決定的に誤まっていると言わなければならない。

## II. 主体の編制

1918年11月の革命的崩壊という状況の下で、労資関係の主体はそれぞれ編制替を迫られた。本章は、2月ゼネストに至るまでのその過程を検討する(第1表参照)。

### 1. 国家

#### a. 政府

1918年11月9日、ベルリンにおける革命とともに皇帝は退位した。翌10日、SPD・USPD各3名から成る人民委員政府(Rat der Volksbeauftragten)が成立した。しかしUSPDの人民委員は、いわゆる「血のクリスマス事件」を契機に、12月28日に辞任した。人民委員政府はSPDのみで構成されることになった。

SPDは人民委員政府を過渡的産物と見なし、普通選挙にもとづく憲法制定国民議会の選出を急いだ。それは1919年1月19日におこなわれた。<sup>(1)</sup>そして2月13日、戦後初の内閣がSPD・「民主党」・「中央党」のいわゆるヴァイマ

---

(1) 選出された421名の代議士のうち、SPD163名、USPD22名であった。KPDは選挙をボイコットした。代議士構成で注目されるのは、労働組合役員が大きな比重を占めたことである。「自由労働組合」51名、「キリスト教労働組合」20名、「ヒルシュ・ドゥンカー労働組合」4名、計75名にもぼった。「旧組合」は5名の代議士を送った。(„Aus der deutschen Arbeiterbewegung“, BAZ vom 1. 3. 1919.)

(第1表) 主体の編制

	政 府	第 7 軍 団	労働組合	「9人委員会」
18年11月9日	第二帝制崩壊			
10日	人民委員政府の成立			
13日		兵士総評議会の成立		
14日			労資交渉	
23日			労資交渉	
26日		前線から司令官の帰還		
12月13日			労資交渉	
23日	「労働協約令」			
28日	USPD, 政府を辞任			
19年1月6日		兵士総評議会, 反政府的決議を採択	労資交渉	
9日			労資交渉	エッセン労兵評議会, 社会化決議
11日				エッセン労兵評議会, 炭鉱資本家団体の統制開始
13日				ルール地方労兵評議会大会, 「9人委員会」を選出
17日		兵士総評議会, 1月6日の決定を撤回		「9人委員会」, 政府と交渉するも成果なし
18日	鉱山業に関する政令			
19日	憲法制定国民議会の選挙; 兵士評議会の権限を骨抜にする政令			
20日		ヴァター中将, 新司令官に任命さる		ルール地方労兵評議会大会
2月6日		ヴァター司令官の部下, 国防相と会談		ルール地方労兵評議会大会
7日		兵士総評議会, 1月19日の政令を拒否		
11日		司令官, 兵士総評議会を解体		
13日	新内閣の成立			「9人委員会」, 政府と交渉するも成果なし

ル連合によって組閣された。

人民委員政府のもっとも重要な労働政策は、1918年12月23日の「労働協約令」の布告であった。それ故、「労働協約令」の基本的性格を検討しておく必要がある。

「労働協約令」の正式名称は、„Verordnung über Tarifverträge, Arbeiter- und Angestelltenausschüsse und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten vom 23. Dez. 1918“であり、それから分かるように、労働協約・労資協議制・争議調停という労資関係にとって決定的に重要な諸点を包括的に規定していた<sup>(2)</sup>。

まず労働協約について、労働協約は個別的契約の上立つ不可変的効力を有すること(第1条)、労働大臣の宣言のある時は一般的拘束力を有すること(第2条)を規定した。

労働者委員会・職員委員会について、1916年12月の「祖国奉仕労働法」と対比して重要な点は、第13条の規定である。

「労働者委員会および職員委員会(本令第7条または第10条)ならびに本令第12条の規定による労働者および職員の代表は、雇主に対し経営・管理体または事務所における労働者・職員の利益を保護すべし。右の委員会および代表は、雇主と共同して当該企業内において基準たる労働協約が実施せられるや否やを監視すべし。」

この条項は、労働者委員会・職員委員会が労働協約体制の中に位置づけられていることを示している。

争議の仲裁について、同令第15条は、「祖国奉仕労働法」に類似した仲裁委員会を設けた。ここで注目されるのは、仲裁委員会と労働協約との関係を定めた第20条である。

「労働協約または雇主と労働者との間におけるその他の協定にもとづき特別な調停所または仲裁所が権限を有する係争については、これらの調停所または仲裁所に提訴すべく、その活動せざる場合においてのみ、仲裁委員会または他の調停所に提訴することを得。」

(2) 「労働協約令」全文邦訳は、内閣資源局『世界大戦ニ於ケル独逸の重要戦時法令』(資源局, 1937年) 22—34頁。

ここにおいても、労働協約の優位が明示されている。

敗戦の直前、ルール炭鉦資本家は労働組合との団体交渉に応じた。「労働協約令」はその団体交渉＝労働協約を法的に支持するものであり、そのことによって労働協約体制を完成させたのである。

## b. 軍隊

人民委員政府は、前線部隊の速やかな帰還と復員とのために、当初から軍最高統帥部（OHL）と協力した。この協力は、1918年12月16日から20日にかけて開かれた全国労兵評議会大会を機に、“ボルシェヴィズム”を阻止するためのエーベルト（人民委員政府議長）とグレーナー（参謀本部次長）との政治同盟へと発展した。<sup>(3)</sup>そして、「血のクリスマス事件」やベルリンの「1月闘争」を経て、軍事面における参謀本部の優位と人民委員政府のそれへの追従とが決定的となった。参謀本部は、崩壊した旧軍隊に代わるものとして、“信頼できる兵士”から成る義勇軍（Freikorps）の組織化に着手した。<sup>(4)</sup>以下においては、ルール地方を管轄した第7軍団の動きを追うことにしよう。

キール水兵叛乱から10日たった1918年11月13日、ミュンスター市（第7軍団司令部所在地、炭鉦地帯から離れている）において第7軍団管区内のすべての兵士評議会の参加する集会が開かれ、最高機関として「第7軍団管区兵士総評議会」（Generalsoldatenrat im Bezirk des 7. Armeekorps）を設置した。同時に、「労兵評議会は、軍および行政官庁のすべての執務室に、執務の完全な統制（volle Kontrolle）をおこなう代表を派遣すべし。重要な

(3) Ulrich Kluge, *Soldatenräte und Revolution. Studien zur Militärpolitik in Deutschland 1918/19*, Göttingen 1975, S. 265.

(4) 義勇軍の性格については、篠原一『ドイツ革命史序論』（岩波書店、1956年）第4章第2節のすぐれた分析を見よ。

布告はこの代表の副署を要す」ことを決議した。<sup>(5)</sup>

翌14日、「兵士総評議会」の構成と任務が明らかにされた。それによれば、10名から成る「狭義の兵士総評議会」(Der engere General=Soldatenrat)が「第7軍団管区における必要な命令を出し、軍団司令部の全執務を統制」する。「拡大兵士総評議会」(Der erweiterte General=Soldatenrat)は各地区兵士評議会(Bezirks=Soldatenrat)代表と「狭義の兵士総評議会」とから成り、「すべての原則上の事柄について決議」するというものであった。<sup>(6)</sup>

「兵士総評議会」と第7軍団司令部との軋轢は、さしあたり表面化しなかった。1918年11月26日、前線から第7軍団司令官ヴォイナ(von Woyna)が帰還し、それまで第7軍団管区を支配していた副司令官ガイル(von Gayl)の権限を引き継いだ時、司令官ヴォイナは「兵士総評議会」を承認し、既成事実を認めた。<sup>(7)</sup>しかし他方、軍団司令部は、12月に入ってから義勇軍の組織化に着手した。<sup>(8)</sup>義勇軍は各地の労兵評議会と小さなイザコザを引き起こした

(5) Eduard Schulte, *Münstersche Chronik zu Novemberrevolte und Separatismus 1918. Tagebücher, Berichte, Akten, Briefe, Zeitungen, Plakate, Bilder*, Münster 1936, S. 95—96. (Schulte I と略記して引用)

(6) Schulte I, S. 98—99.

(7) Schulte I, S. 164—165.

(8) *Errettung des Ruhrgebiets (1918—1920)*, Im Auftrage des Oberkommandos des Heeres bearbeitet und herausgegeben von der Kriegsgeschichtlichen Forschungsanstalt des Heeres, Berlin 1943, S. 10. 12月に組織された5つの義勇軍のなかでもっとも重要な「リヒトシュラーク義勇軍」について若干説明しておこう。同義勇軍は、12月14日、第7軍団司令部の命令により参謀部大尉リヒトシュラーク(Hauptmann Lichtschlag)によって建設され、ハーゲン市(炭鉱地帯から南に外れている)に駐屯した。制服の肩が第2帝制の国旗の色を表わす黒=白=赤で縁どられていたことは、義勇軍のイデオロギーを如実に示している。兵士は、ポスターや地方新聞の広告によって募集された。募集に応じたのは、義勇軍の思想に共鳴した者・失業者・ケルン市民でイギリス占領軍地域に住む者〔イギリス軍による徴兵や拘留を恐れて〕であり、年齢は22—28歳が一般的であった。武器・弾薬・馬は、復員する前線部隊から調達された。(Schulte I, S. 274—276.)

が、公然たる衝突にはいたらなかった。

1919年1月6日の「拡大兵士総評議会」会議は、第7軍団司令部との関係<sup>(9)</sup>にとって重大な転機となった。会議は、人民委員政府と軍への強い不信を表明する次の諸点を決議した。①政府・陸軍省・最高統帥部の命令は、革命の精神に沿っていない場合には実行されない。②ドイツ東部および西部国境の軍事的防衛の中止。ロシアおよびポーランド政府との話し合い。ロシアおよびポーランドからのドイツ軍の撤退。③軍隊の復員の促進。将校の武装解除。将校身分の剝奪。プロレタリア人民軍の建設の即時開始。④国民防衛隊・炭鉦防衛隊の組織化の中止。国境防衛軍の建設に関する命令の廃止。⑤炭鉦地帯に駐留する軍隊の撤退。炭鉦防衛を目的とする炭鉦地帯への軍隊の派遣の禁止。⑥武器携帯の制限。⑦勤務時間内外を問わず敬礼の廃止、以上である。

それに対し、1月9日、司令官は、政府の命令がない限り決議に従うことはできないと回答した<sup>(10)</sup>。他方、SPDは巻き返しを図り、1月17日の「拡大兵士総評議会」会議において、賛成24反対22で1月6日の決議を撤回させることに成功した<sup>(11)</sup>。

しかし、1月19日、政府が兵士評議会の権限を骨抜きにする政令を出したことによって、決定的な局面を迎えた。政令は、「部隊の訓練・指揮および出動という純軍事的命令は、指揮官のみによって発せられ、兵士評議会の副署を必要としない」と規定していた<sup>(12)</sup>。

この政令と並行して、政府は第7軍団司令官ヴォイナを更迭し、1月20日付でヴァター中将 (Generalleutnant Oskar Freiherr von Watter) を後

(9) この会議の議事録は、Eduard Schulte, *Münstersche Chronik zu Spartakismus und Separatismus Anfang 1919. Aktenstücke, Berichte, Bilder, Flugblätter, Plakate, Pressestimmen, Tagebücher*, Münster 1939, S. 28—57. (Schulte II と略記して引用)

(10) Schulte II, S. 77.

(11) Schulte II, S. 146.

(12) Schulte II, S. 312—315.

任に任命した。<sup>(13)</sup>新司令官ヴァターは、「兵士総評議会」と断固闘う決心をしていた。<sup>(14)</sup>彼は2月4日(または5日)、部下の少佐を秘密裡に国防大臣ノスケ(SPD)のもとに派遣した。少佐は6日にノスケと面会した。ヴァター司令官の質問は、①「兵士総評議会」が1月19日の政令に従わない場合、司令官は「兵士総評議会」を解体してよいのか、②「兵士総評議会」の解体がルール工業地帯に騒乱をひき起こし、そして信頼できる部隊を司令官が持たない場合、いかなる部隊が新たに司令官の指揮下に入るのか、以上2点であった。国防大臣ノスケは、明解な回答を与えた。

「第1点について。もちろん、ヴァター將軍は、服従しない兵士評議会を攻撃すべきである。私は、ドイツ西部の困難な情勢を考慮して、実行力ある将校を司令官に任命したのである。

第2点について。目下、私が自由にしうる部隊はない。ヴァター將軍は自力で部隊を調達すべきである。<sup>(15)</sup>」

2月7日の「拡大兵士総評議会」会議は、35対8という圧倒的多数で1月19日の政令を否認することを決定し、各地区兵士評議会に対し「兵士総評議会」を防衛するためにそれぞれ50人の防衛隊をミュンスター市に派遣するよう求めた。<sup>(16)</sup>「兵士総評議会」はさらに、2月9日、第7軍団司令部に対し、必要な武器と弾薬の引き渡しを要求した。<sup>(17)</sup>

しかし、司令官ヴァターは先手をとっていた。彼は、すでに2月6日、司令部の防衛のため至急ミュンスター市に来るよう「リヒトシュラク義勇軍」に命令していたのである。2月9日には鉄道を利用した一箇中隊が、10日夜には徒步行進の本隊がミュンスター市に到着した。そして間隙を入れず翌11

(13) 司令官ヴォイナは、「社会化という悪魔にとりつかれ、スパルタクスによって支配されているルール工業地帯の最高度に混乱した事態を收拾する力を持っていない」と表明していた (Schulte II, S. 315.)。

(14) Schulte II, S. 315.

(15) Schulte II, S. 316.

(16) Schulte II, S. 320—321.

(17) Schulte II, S. 323.

日早朝、寝込みを襲って「兵士総評議会」を逮捕した。その日に司令官が発表した声明によれば、容疑は軍刑法第100条（叛乱罪）および刑法第81条（内乱罪）<sup>(18)</sup>であった。かくして「兵士総評議会」は解体されたのである。

## 2. 「9人委員会」

1918年12月にもっとも大衆的な運動であった「ドイチャー・カイザー」系諸炭鉱のストライキは、12月28日の協定によって一応の結着がついた。ところが、年が明けてから、その協定よりも労働条件の低い他の炭鉱の鉱夫が、労働条件（とりわけ賃銀）の引き上げを要求して山猫ストに入り始めた。1月8日には1万5千人、翌9日には2万4千人とストは急速に拡大した（第2表参照）。こうした状況のもとで、エッセン市の労兵評議会がいわゆる社会化運動へのイニシヤチブをとった。

エッセン労兵評議会が主導的役割を果たしたしたのは、2つの理由によると考えられる。第一に、客観的理由である。エッセン市は「ルール鉱業協会」・「ルール炭鉱連盟」・「ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケート」の本部所在地であり、ルール炭鉱資本の本拠地であった。第二に、主体的理由である。エッセン労兵評議会は、ルール地方の他の労兵評議会と異なり、SPD・USPD・KPDの3党派で構成されていた。この3者構成は、一面で労兵評議会の政治的方向を曖昧なものにしたが、他面でルール鉱夫を糾合するのに適していたのである。<sup>(19)</sup>

さて、エッセン労兵評議会は、拡大する山猫ストに対し、1月9日、鉱山

(18) Schulte II, S. 323—326.

(19) 1918年11月9日に結成されたエッセン労兵評議会は、当初から1名のKPD（当時はまだ「スパルタクス団」）を含んでいた。そして、正確な日付は不明だが、1918年12月12日頃、新たに2名のKPDを受け入れた（„Erklärung“, AZE vom 14. 12. 1918）。その理由を、労兵評議会は次のように説明した。「革命の最初の日から、エッセン兵士評議

(第2表) 1919年1月におけるルール炭鉱業のストライキ状況

日	欠勤者数	欠勤率	日	欠勤者数	欠勤率	日	欠勤者数	欠勤率	日	欠勤者数	欠勤率
2日	7,168人	1.67%	8日	15,439人	3.42%	14日	45,019人	8.01%	20日	16,250人	3.07%
3	10,068	2.27	9	24,262	5.49	15	8,547	1.61	21	22,275	4.57
4	7,481	1.58	10	56,202	11.65	16	9,926	1.71	22	10,678	1.13
5	日曜日		11	82,052	15.71	17	3,752	0.82	23	?	
6	1,501	0.36	12	日曜日		18	18,903	3.84	24	130	0.03
7	6,122	1.37	13	66,316	13.19	19	日曜日		25	2,171	0.51

出典. Spethmann I, S. 173.

の社会化をおこなう旨の決議をおこない、翌10日のポスターでそれを知らせるとともに、石炭生産の維持・職制追放の中止を呼びかけた。<sup>(20)</sup> さらに11日、SPD 党员でもある地方判事ルーベン (Landrichter Ernst Ruben) を「鉱山社会化準備人民委員」(Volkskommissar zur Vorbereitung der Sozialisierung des Bergbaues) に任命し、「ライン・ヴェストファーレン石炭シンジケート」・「ルール鉱業協会」・「ルール炭鉱連盟」の統制に当らせた。<sup>(21)</sup>

会には共産党の立場に立つ委員がいた [Arthur Koenig (1884—?) を指す一引用者]。この委員は、労兵評議会の中でまったく非難の余地のない仕方<sup>(20)</sup> で活動している。[1918年12月3日のスパルタクストによる一引用者] 『ライン・ヴェストファーレン新聞』の占拠の後、労兵評議会はこの暴力行為を非難する声明について審議した。声明の草案は、この声明を認めない者は労兵評議会委員になり得ない、という文言を含んでいた。共産党の委員は、声明の文章全部には同意しなかったものの、その内容を承認した。そのため、彼の排除は不可能になった。したがって、さらに、その党の力に応じた新委員の追加も拒否できなくなった。……過半の委員たちにとってすべての懸念がなくなったというわけではないが、結局、評議会への追加が全員一致で決定された。まだ懸念をもっている委員たちには、次の考慮が決定的だった。すなわち、KPDの委員たちを任務につけることによって彼らを実際の仕事に引き込み、彼らに〔一語意味不明、「社会的」(sozialen)の誤植か?—引用者] 変革の困難さを理解させる方が、それについて正確な知識のないまま勝手に外で行動させるよりも良いであろう、という考慮である。 („ASR. Warum nahm der ASR Essen Vertreter der Spartakusgruppe auf?“, AZE vom 13. 12. 1918) しかし、それにしても、なぜKPD地区組織がSPDと同席したかについては不明である。

(20) Spethmann I, S. 150.

(21) ルーベンは、彼自身の語るところによれば、予審判事 (Untersuchungsrichter) としての職務を通じて石炭経営に通暁していたため「人民委員」に任命されたのである。(Ernst Ruben, *Geschichte der Essener Sozialisierungsbewegung*, (Maschinenschrift) abgeschlossen am 23. 1. 1919, S. 6.)

同日、エッセン労兵評議会の名でルール地方全域にまかれた「社会主義の勝利！」と題するビラは、上述の措置を知らせるとともに、「一致して労働を再開せよ！」と呼びかけた。<sup>22)</sup>

1月13日、エッセン労兵評議会の召集によって、ルール地方労兵評議会大会がエッセン市で開催された。大会には各地区の労兵評議会をはじめ、4鉱夫組合や「技術・工業職員組合」<sup>23)</sup>が参加した。大会ではまず初めにエッセン労兵評議会のバーデ (Fritz Baade, USPD) が、エッセン労兵評議会が行動をおこさねばならなかった理由を説明した。政府に任命された「社会化委員会」が社会化について徹底的な措置をとるだろうと期待したが、実際にはほとんど何もなされなかった。そのことは鉱夫に動揺を与え、ストライキが増加した。炭鉱の社会化についてハムボルン市で会議がおこなわれ、席上、炭鉱長が、労働者の要求を認めるくらいなら炭鉱を水没させた方がよいと説明したため、エッセン労兵評議会は社会化に対する態度を決める必要があった。その間に、石炭ストのためエッセン市のガス・電力供給が止まる危険が迫った。エッセン労兵評議会はただちに行動しなければならなかった、と。<sup>24)</sup>

大会会場と同じ建物で、ストライキをおこなっている鉱夫の集会が開かれていた。彼らは大会会場に代表を送り、声明を読み上げた。声明は、エッセン労兵評議会に感謝するとともに、「断固として炭鉱社会化の即時完全実行」をおこなうよう要求した。さらに、「旧組合」幹事会に対し、「もし組合員に残っている最後の信頼を失いたくなければ、社会化の実行に積極的に協力」

(22) Spethmann I, S. 151.

(23) 炭鉱下級職員の労働組合たる「係員組合」〔これについては、拙稿「展開」(Ⅲ) 68—79頁を参照)は、戦時下の1918年7月、「技術・工業職員組合」(Bund der technisch = industriellen Beamten)に吸収合併された。「組合」は、1919年1月にはルール炭鉱業の技術職員の約80%にあたる8,000人を組織した(„Gewerkschaftlicher Zusammenschluß der technischen Grubenbeamten“, BAZ vom 25. 1. 1919)。これは驚異的な組織率である。

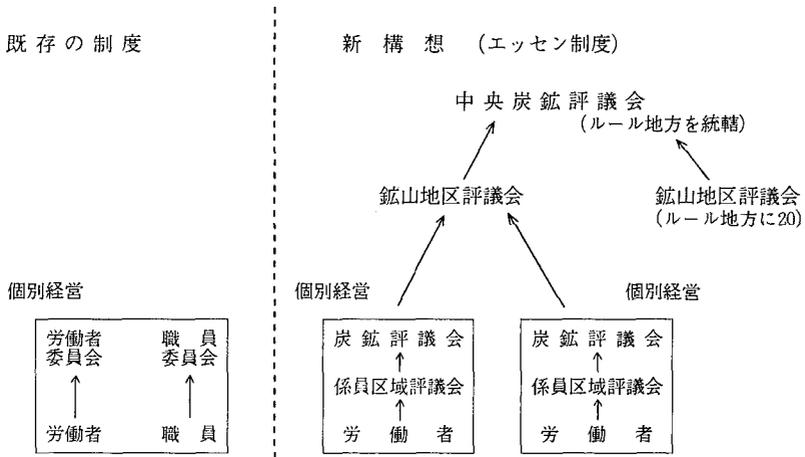
(24) „Zur Sozialisierung des Bergbaues“, AZE vom 14. 1. 1919.

せよと要求した。<sup>25)</sup>

大会は全員一致でこの声明を了承した。そして、その後の運動の展開によって大きな意義をもつことになる2つの決定をした。

第一の決定は、炭鉱における評議会制度の導入である。<sup>26)</sup> 係員区域評議会→炭鉱評議会→鉱山地区評議会→中央炭鉱評議会という形で評議会制度を確立しようというのである。この構想は、既存の労働者委員会・職員委員会と大きく異なっている(第1図を参照)。まず第一に、既存の制度は労働者と職員

(第1図) 労働者委員会制度と新構想との対照



(25) Spethmann I, S. 155.

(26) 評議会選挙規定全文は、以下の通りである。

Ⅰ. 係員区域評議会 (Steigerrevierräte)

第1条 各係員区域および各坑外事業設備に、そこに働く労働者が200人までの場合1名の委員が選出される。200人を超す場合、次の200人ごとに1名ふえる。

第2条 選挙権は、国籍・性別を問わず、18歳以上の全労働者が有する。

第3条 被選挙権は、性別を問わず、25歳以上の全労働者が有する。坑内労働者については、さらに、少なくとも3年間の先山の経験を必要とする。

Ⅱ. 炭鉱評議会 (Zechenräte)

第4条 各竖坑に炭鉱評議会が選出される。それは、次の者から成る。(a)技術職員1名

をそれぞれ別箇に代表させていたが、新構想では労働者と職員とが炭鉱評議会において一体化している。第二に、新構想は炭鉱評議会の基礎になるものとして係員区域評議会を設けており、それだけ労働者に密着していた。第三に、労働者委員会はいくまでも事業所内制度であり、事業所を越えた連携は禁止されていた。新構想は、鉱山地区ごとに、さらにルール地方全体にわたる組織化を考えていた。

しかし、このいわゆるエッセン構想は、曖昧な点を残していた。まず第一に、この構想は「社会化を保障するために」（「人民委員」ルーベンの1月14日付ピラでの文句）考えられたとはいえ、各段階の評議会がどのような具体的な任務をもつのかについては何も決められていなかった。第二に、エッセン構想の実施によって既存の労働者委員会・保安委員は廃止されることになるのか、もし両者が並存するとすれば、それぞれの任務はいかなるものかについても何も決定されなかった。この2点の問題は、やがて顕在化するであろう。

エッセン構想の決定と並んで、ルール地方労兵評議会大会が決定したいま一つの重要な点は、正式名称「ライン・ヴェストファーレン工業地域鉱山社会化準備9人委員会」（Neunerkommission für die Vorbereitung der Sozialisierung des Bergbaues im rheinisch-westfälischen Industriegebiet）、略称「9人委員会」の設置である。「9人委員会」という名称その

---

(b)事務職員1名(c)労働者3名以内。

第5条 炭鉱評議会は、係員区域評議会によって選出される。

### Ⅲ. 鉱山地区評議会 (Bergrevierräte)

第6条 各鉱山地区〔ドルトムント上級鉱山監督局区は、20の鉱山地区に分かたれていて一引用者〕に、鉱山地区内の各炭鉱評議会代表1名からなる鉱山地区評議会が選出される。

### Ⅳ. 中央炭鉱評議会 (Zentralzechenrat)

第7条 中央炭鉱評議会は、各鉱山地区評議会代表1名から成る。

### Ⅴ. 選挙方法

第8条 選挙はすべて秘密投票である。」

ものはすでに3日前から使用されていたが、それはエッセン労兵評議会の任命になるものであり、ルール地方の労兵評議会全体の承認をうけたものではなかった。「9人委員会」は、その名の通り、SPD・USPD・KPD各3人、計9人で構成された<sup>27)</sup>。ルール鉱夫運動の組織的中核が形成されたのである。

1月13日の大会がルール鉱夫にどのように受けとめられたかについて、「人民委員」ルーベンは次のように記した。

「ここでとられた措置の成果は、もっとも楽天的な者にとっても驚きであった。数日のうちにルール地方のすべての炭鉱ですべての労働者が労働を再開した。……労働者は、賃銀要求——部分的には過度であった——が承認されなくても労働を再開した。革命は、たんなる賃銀運動であることを止めた。<sup>28)</sup>」

「9人委員会」がただちに開始した仕事は、①政府との交渉、②エッセン構想にもとづく評議会選挙の実施、③労資紛争の調停、であった。

1月17日、「9人委員会」は政府と交渉した。政府代表は、社会化は全国統一的におこなわれるべきであって地方的におこなわれてはならない、「ルール鉱業協会」や「ルール炭鉱連盟」の建物の占拠は認められない、「9人委員会」はストライキ拡大を阻止すべきである、「9人委員会」は諮問機関<sup>29)</sup>(Beirat)としてのみ問題になるにすぎない、と声明した。

27) 「9人委員会」の構成は、次の通りである。

SPD—Stein (炭鉱係員)・Benz (鉱夫)・Schmidt (旧組合専従役員)

USPD—Schlierstaedt (?)・Will (金属工)・Wagner (鉱夫)

KPD—Graul (商店員)・Heiling (鉱夫)・Völker (鉱夫)

USPDのSchlierstaedtは後にGöttmann (鉱夫)に、KPDのVölkerはKoering (皮細工師)に交代した。(Die Sozialisierung des Bergbaues und der Generalstreik im rheinisch-westfälischen Industriegebiet, Herausgegeben von der Neunerkommission für die Vorbereitung der Sozialisierung des Bergbaues im rheinisch-westfälischen Industriegebiet, o. O. o. J., S. 5. 以下, Neunerkommissionと略記して引用)

28) E. Ruben, *op. cit.*, S. 13.

29) „Zur Sozialisierung des Bergbaues“, DBK vom 1. 2. 1919.

政府は、翌18日、「鉱山業に関する政令」を布告した。政令は、「石炭の生産・販売・利用ならびに価格査定分野の経済的運営すべてを監視する」ところの「石炭委員」を任命し、また労働者委員会・職員委員会の改選を命じていた。「石炭委員」に指名されたのがプロイセン商工省の鉱山官僚レーリヒ (Röhrig)・代表的ルール炭鉱資本家フェーグラー (Vögler)・「旧組合」指導者フエの3人であり、またエッセン構想による評議会選挙ではなく旧来の労働者委員会の改選を命じたことから見て、政令は、「9人委員会」の目指す方向——たとえそれが不明確なものであったにせよ——を否定するものであった。

20日、再びエッセンでルール地方労兵評議会大会が開かれた。大会では、政府を非難する左派と政府を擁護するSPDとが対立したが、結局、「9人委員会」は政府の「石炭委員」と協力して社会化にあたること、エッセン構想による評議会選挙を2月1日までに終えるという決議がほぼ全員一致で採択された。<sup>30)</sup>

かくして、政府は旧来の労働者委員会・保安委員の改選を命じ、同時に「9人委員会」がエッセン構想にもとづく評議会選挙を呼びかけるという混乱した状況になった。鉱夫がどちらを支持するのかは、鉱夫の主体的意志にかかっていた。ドルトムント上級鉱山監督局の調査によれば、選挙は次の結果に終わった。<sup>31)</sup>

(30) Ibid. 付言しておくならば、「人民委員」ルーベンは、1月22日に辞任した。彼はその理由として、1月18日の政令の内容はエッセン運動の理念的目標に合致しており、政府が社会革命への第一歩を踏み出した以上、「社会化準備人民委員」の役割は終わったと考えられる、と述べた (E. Ruben, *op. cit.*, S. 15.)。彼のこの判断は、SPD党员としての党派性を明示している。

(31) „Das Oberbergamt Dortmund an den Minister für Handel und Gewerbe am 13. 3. 1919“, STAM OB Gr. 119 Nr. 293, Bl. 135. なお、エッセン構想による評議会選挙も秘密投票によるものとされていたが、実際にはしばしば挙手や歓呼によって選出された („Zu den Vorgängen im Ruhrgebiet“, DBK vom 15. 2. 1919)。

(a)係員区域評議会のみを選出	142炭鉱
(b)保安委員のみを選出	11 〃
(c)両者を選出	46 〃
(d)両者とも選出されず	39 〃

この数字は、ルール鉱夫が政府よりも「9人委員会」を圧倒的に支持したことを示している。プロイセン商工大臣は、「ルール鉱業協会」に対し、次のように打電しなければならなかった。

「1月18日付政令第2条にもとづく選挙が実施されるまで、エッセン構想によって選出された係員区域評議会・炭鉱評議会は、暫定的に、炭鉱所有者・官庁ならびに「石炭委員」との交渉における労働者代表として承認される。エッセン構想による選挙がまだおこなわれていない場合、私は、選挙を妨害しないよう勧める。<sup>32)</sup>」

だが、鉱夫の大衆的支持にもかかわらず、「9人委員会」の具体的目標は依然として曖昧であった。それは、2月6日エッセンで開かれた第3回目のルール地方労兵評議会大会が、内部対立のため、各段階の評議会の任務について決議を採択しえなかったことに端的に表現されている。大会は、「9人委員会」の承認を求めて再度政府と交渉することのみを決議した。<sup>33)</sup>

決議にもとづいて交渉をおこなうべく、「9人委員会」の2人が出発した。彼らは2月10日にベルリンに到着したが、政府が会談に応じたのはやっと13日になってからであった。会談の様子は、会談に参加した「9人委員会」副議長ヴィル (Theodor Will, USPD) によって次のように要約された。

「『9人委員会』については、何も獲得されなかった。ただ、『9人委員会』は約4週間存続を許される、ということだけであった。炭鉱評議会についても、何も獲得されなかった。たしかにそれは存在するが、統制権 (Kontrollrecht) を持たないし、持つことを絶対に許されない。炭鉱評議会は経営の枠を越えてはならない。審議することはできるが、実行は経営指導部が最終的に決定する。この炭鉱評議会の上に、労働会議所 (Arbeitskammer) という仲裁委員会が存在する。中央炭鉱評議会はきっぱりと拒否された。その代わりに、そして『9人委員会』の代わりに、悪名高き仲裁委員会が来るの

(32) „Der Minister für Handel und Gewerbe an den Bergbauverein am 1. 2. 1919“, STAM OB Gr. 119 Nr. 293, Bl. 36.

(33) „Zu den Vorgängen im Ruhrgebiet“, DBK vom 15. 2. 1919.

である。<sup>34)</sup>」

事実、政府は、2月18日の政令で鉱山業における労働会議所の設立を命じた。労働会議所は、労働者によって直接秘密比例選挙で選出される労働者代表と、雇主によって同様に選出される雇主代表それぞれ同数で構成され、労働者に直接かかわる問題について官庁に助言・提案する任務を有している。<sup>35)</sup>政府は、このような労働会議所によって「9人委員会」に代えようとしたのである。要するに、政府は、1918年12月23日の「労働協約令」が規定した社会改良の枠組を越えるものを断固として拒否したのである。

以上において、2月ゼネストに至るまでの各主体の編制が明らかになったであろう。すなわち、政府は、1918年12月23日の「労働協約令」によって労働協約体制を全面的に支持し、それに法的裏付けを与えた。軍部は、“ボルシェヴィズム”と闘うために、さしあたりは共和国政府に協力した。帝制軍隊は崩壊してしまったため、軍部は義勇軍の建設によって軍事力の回復を図った。そして第7軍団司令官は、ついに「兵士総評議会」を解体することに成功した。ルール鉱夫運動は、「9人委員会」にその組織的中心を見出した。しかし「9人委員会」は、具体的な目標については不明確なままであっ

(34) Neunerkommission, S. 17.

(35) 労働会議所設立の動きは、すでに第一次大戦前に見られた(Karl Erich Born, *Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz*, Wiesbaden 1957, 邦訳『ビスマルク後の国家と社会政策』鎌田武治訳(法政大学出版局, 1973年) 325—337頁参照)。鉱山業の労働会議所は、各鉱山地帯ごとに設立された。ルール炭鉱地帯の労働会議所について言うならば、鉱夫組合は「きわめて生産的」になりうると高く評価したのに対し、資本家は当初からそれを「余計なもの」と見なしていた(*Jahrbuch des Verbandes der Bergarbeiter Deutschlands für 1920*, S. 118.)。そうした資本家の態度のため、官庁への提案・意見上申はほとんどの場合、労資共同ではなく、労働者代表のみによってなされた(*Jahrbuch für 1921*, S. 70.; *Jahrbuch für 1922*, S. 73.)。労働会議所は、まったく機能しなかったのである。

た。また、政府に対して「承認」を求めることによって、一方では政府への幻想を表明するとともに、他方で自らの権力主体としての自立性を放棄していた。これが、2月ゼネスト直前の状況であった。

最後に、資本家について補足しておこう。資本による経営内支配は究極的には国家権力によって保障されるのであり、国家権力自体が動揺する革命期においては、資本家の選択しうる幅はきわめて限定されざるをえない。彼らは革命直前に労働組合との同盟を選択したのであり、国家権力が安定するまではこの選択を変える余地はなかった。事実、彼らは、労働組合との団体交渉を幾度もおこなったのである。

### Ⅲ．2月ゼネスト

#### 1．発端

2月ゼネストへの発端は、軍事問題であった。2月14日、第4回目のルール地方労兵評議会大会が開かれた。大会の中心問題は、ルール地方への政府軍の進駐と第7軍団司令官による「兵士総評議会」の解体であった。大会は、「兵士総評議会」の再建と司令官ヴァターの解任を要求する決議を採択したが、それを実現するための具体的行動については4日後に開かれる予定の次の大会に持ち越した。<sup>(1)</sup>

ところが、翌15日にルール地方北部のハーヴェスト＝ドーステン (Hervest＝Dorsten) で政府軍と労働者評議会との本格的な武力衝突がおこった。ハーヴェスト＝ドーステンでは、革命の当初、SPDから成る労働者評議会とスパルタクストから成る兵士評議会とが並存・対立していたが、兵士評議会の

---

(1) „Konferenz der A.- und S.-Räte des Industriegebiets“, AZE vom 17. 2. 1919.

武力的優位のもとに、労働者評議会はSPD・KPD各2名によって構成されることになり、KPDのフェスト (Fest) が議長に就任した。<sup>(2)</sup> この地において、2月10日、反革命派の中心人物の1人コールマンが暗殺された。<sup>(3)</sup> 第7軍団司令官は、この事件を口実に、「リヒトシュラク義勇軍」に出動を命じた。

「ミュンスター大学学生義勇軍」の加勢を得た「リヒトシュラク義勇軍」は、攻撃の前日(2月14日)、秘密裡に存続していた「ドーステン市民防衛隊」と連絡をとり、取るべき奇襲作戦を決めた。しかし15日午前4時には、労働者評議会はミュールハイム市の労働者の応援を得て重装備の約500人を集め、若干の機関銃も備えつけていた。戦闘は義勇軍優勢のうちに続いた。午後2時半、労働者側の交渉申し出に対し、義勇軍側は4時半までに武器をすべて引き渡すよう要求した。武器は一つも渡されなかった。午後5時、義勇軍は攻撃を再開し、7時までには完全に勝利した。義勇軍は死者2名・負傷者8名であったのに対し、労働者側は死者40人以上・捕虜約80人の犠牲をだし、労働者評議会議長フェストは<sup>(4)</sup> 虐殺された。

この事件に先立って、第7軍団司令官による「兵士総評議会」の解体は、

(2) *Bericht des Untersuchungsausschusses der Verfassunggebenden Preussischen Landesversammlung über die Ursachen und den Verlauf der Unruhen in Rheinland und Westfalen in der Zeit vom 1. Januar bis 19. März 1919*, Drucksache Nr. 3228, S. 5599—5600. (*Bericht des Untersuchungsausschusses* と略記して引用)

(3) 33歳で暗殺されたコールマン (Otto Kohlmann) は、当時、「フルスト・レオポルト炭鉦」の事務長 (Bürovorsteher) であった。犯人は34歳と18歳の2人の鉦夫であった (Ibid., S. 5610.)。

(4) *Errettung des Ruhrgebiets*, S. 27—30.

この戦闘によって刑法第115条 (暴動罪) 違反の廉でエッセン地方裁判所に起訴された66人の氏名・職業・生年月日・宗教が判明している (*Bericht des Untersuchungsausschusses*, S. 5610—5612.)。ラディカルな労働者運動がどのような層に担われていたのかを明らかにする一つの資料として、ここに集計しておこう。

労働者に強い不安を与えていた。そのため、ハーヴェスト＝ドーステンでの戦闘の翌日（16日）、左派の拠点であったミュールハイム市でUSPD・KPD・サンディカリストの合同会議が開かれた。この会議の開催は、SPDおよび鉱夫組合に通知されなかった。会議は、ただちに闘争態勢がとられないならばルール地方全部が政府軍によって占領されるであろうという危機感に支配されていた<sup>(5)</sup>。会議は、①翌17日からのゼネスト突入、②ベルリン中央政府からの離脱・租税支払の拒否・西ドイツ共和国の樹立を中心とする決議を採択した<sup>(6)</sup>。

このいわゆる「ミュールハイム決議」は、一方のSPD・労働組合と他方のUSPD・KPD・サンディカリストとの対立を決定的なものにした。17日、4鉱夫組合は連名で声明を発表し、「無責任なスパルタクスト」を激しく非難するとともに、政府に「鉱夫が妨害されずに勤務しうよう配慮すること」を求めた<sup>(7)</sup>。

予定通り18日、第5回目のルール地方労兵評議会大会が開かれた。USPD・KPDが、SPDは無資格の者を正規の代議員として登録していると非難したため、大会はまずはじめに、資格審査が終るまで決議の採択をおこなわないと決定した<sup>(8)</sup>。しかしこの決定にもかかわらず、エッセン労兵評議会議長リ

(a)職業。鉱夫37人（56%）・非鉱夫29人（44%）。ただし、ここで鉱夫というのは、「Bergmann」と記されている者を指している。「Bergmann」が坑外夫を含んでいるかどうか不明である。ただ、一般的に言って、「Bergmann」は坑内夫のみを指す場合が多い。もしこの場合にも坑内夫のみを指しているとすれば、坑外夫を含めた鉱夫の比率はもっと高まる。

(b)宗教。カトリック34人（51%）・エヴァンゲリッシュ31人（47%）・無神論者1人（2%）。  
(c)年令（1人は生年不明であるから、65人について述べる）。19歳以下9人（14%）・20—24歳18人（28%）・25—29歳12人（18%）・30—34歳7人（11%）・35—39歳8人（12%）・40歳以上11人（17%）。

(5) Neunerkommission, S. 22—23.

(6) „Die Gewaltstreiks der Spartakisten“, VBB vom 18. 2. 1919.

(7) Ibid.,

(8) 各地区の労兵評議会は、住民5万人以下は代議員1人、5万人以上10万人以下は2人、

ムベルツ (Heinrich Limbertz) はSPDと労働組合を代表し、「ミュールハイム決議」を厳しく非難する声明を読み上げ、声明の即時採決を要求した。<sup>(9)</sup> 声明は武装労働者を「ギャング」(Bande)と呼んだため、大会は大混乱になった。資格審査が終わっていないため、即時採決の要求は容れられなかった。SPD・労働組合フラクションの代議員は一斉に退場した。520人の大会出席者のうち314人が退場し、残った206人は、社会化の実行・政府軍の撤退を求めて無期スト賛成170人、3日間スト賛成36人で、無期ストを決議した。<sup>(10)</sup>

## 2. 経過

2月ゼネストは、短期間に終わった(第3表参照)。早くも2月21日、ルール地方労兵評議会大会(SP D・労働組合は不参加)はゼネストの終了を宣言した。2月ゼネストは、最高時にルール鉦夫の約半数の参加をみた(第4表参照)。

2月ゼネストの特徴は、騒乱をともなっていたことにあった。騒乱は、労働者と軍隊との衝突、スト労働者と反スト労働者との対立によって引き起こ

---

10万人以上は3人を派遣する。そのほかに、各地区の労兵評議会は、住民人口の多少を問わず、SPD・USPD・KPD各1名を派遣することになっていた (Neunerkommission, S. 23.)。

(9) Neunerkommission, S. 23-24. 大会の翌日、リムベルツは、ゼネストに反対するSPD=労働組合の理由を詳しく説明した。「ミュールハイム決議」はSPDと労働組合を無視しておこなわれた点において、また西ドイツ共和国の樹立という分離主義を表明した点において、反対せざるを得ない。SPDも社会化には賛成であり、社会化を妨害するという憲法制定国民議会の悪意が実証されないうちに議会外的闘争手段をとることはできない。政府軍がしばしば反動的将校によって指揮されており、多くの兵士が革命のためにではなく失業のために義勇軍に入っていることは、よく知っている。政府軍をルール地方に派遣しない方がよいが、「革命的」労働者が実際には反動的役割を果たし、政府軍をルール地方に引き入れているのだ、と。(Heinrich Limbertz, „Warum sind wir gegen den Generalstreik?“, AZE vom 19. 2. 1919.)

(10) „Vierte und Fünfte Konferenz der A. - und S.-Räte“, BAZ vom 1. 3. 1919.

(第3表) 1919年2月ゼネストの経過

2月15日	ハーヴェスト・ドーステンで軍と労働者との武力闘争
16日	USPD・KPD・サンディカリスト, 17日からのゼネスト決議
17日	鉱夫組合, ゼネスト決議を非難
18日	ルール地方労兵評議会大会, SPD・労働組合は退場, ゼネスト決議
20日	エッセン労兵評議会, 第7軍団司令官と交渉
21日	ルール地方労兵評議会大会, ゼネスト終結決議

(第4表) 1919年2月ゼネストの規模

された。

騒乱の具体的な態様を把握するために、ここでは、尖鋭な形をとった事例の一つである「ヴィクトール3/4炭鉱」(Victor 3/4)について述べておこう。

	鉱 夫 数	スト参加者数	スト参加率
2月20日	353,000人	183,525人	51.99%
21日	345,707	154,440	44.67
22日	351,957	142,734	40.55
23日	日 曜 日	—	—
24日	353,325	63,717	18.03
25日	353,578	23,303	6.59
26日	353,500	18,382	5.20

出典. Spethmann I, S. 241.

2月19日、同炭鉱に隣接する「イッケルン1/2炭鉱」のスト労働者を中心とする集会が開かれ、「ヴィクトール3/4炭鉱」の入坑を事実上阻止することを決議した。同日午後3時頃、約300人が「ヴィクトール3/4炭鉱」の坑内技師長の事務所に押入り、技師長を罵り、暴行を加え、業務日誌を破り捨てた。群集はそれから操車場に向かい、運転を中止させた。夕方、外部の者が再度押入ろうとし、その際に1人の区域係員が投石によって負傷した。炭鉱側は侵入を思いとどまらせることに成功したが、その直後、夜作業方に出勤してきた1人の係員が約50人に襲われ、負傷した。さらに夜に入って、USPDの集会が開かれた。閉会后(約10時頃)、多くの青年・婦人・子供を含んだ群集が「ヴィクトール3/4炭鉱」まで行進し、炭鉱の食料庫を襲った。その際、制止しようとした数人の炭鉱職員が暴行をうけた。「ヴィクトール3/4炭鉱」の所在するイッケルン市の保安隊(Sicherheitswehr)は全

員USPDによって構成されており、「ヴィクトール3／4炭鉞」のスト破り労働者の保護を拒否した。そこで2月21日、カストロブ兵士評議会は、イッケルン保安隊を武装解除した。同日午後2時、USPD・KPDの集会が開かれた。集会後、デモ隊は炭鉞職員住宅に押しかけ、デモへの参加を強要した。炭鉞職員を先頭に立てたデモ隊が「ヴィクトール3／4炭鉞」に到着した時、炭鉞を防衛していた防衛隊との間で銃撃戦が始まった。戦闘は夕方5時から夜12時まで続いたが、ポッフムとヘルネからの増援を得た防衛隊がデモ隊に勝利した。防衛隊側は負傷者3人を数え、さらに1名の炭鉞職員が片目を撃ち抜かれた。デモ隊側は死者4人・負傷者15人の犠牲をだし、また、デモの先頭に立たされた炭鉞係員1名が死亡した。戦闘中、「ヴィクトール3／4炭鉞」の技師長の自宅が襲撃され、略奪・破壊された。<sup>(11)</sup>

政府軍は、ゼネスト中に支配領域を拡大した。まず2月18日夕方エルバーフェルト（非炭鉞都市）を急襲し、翌19日にはいくつかの炭鉞都市を掌中に収めた。<sup>(12)</sup>

事態収拾への動きは、またもやエッセン労兵評議会によってなされた。1月20日、エッセン市長の斡旋でエッセン労兵評議会は第7軍団司令部と直接交渉をおこなった。翌21日、ゼネスト中止・ルール地方からの政府軍の撤退・労働者の武器の政府軍への引き渡しを骨子とする暫定協定が成立した。同日に開かれたルール地方労兵評議会大会（SPD・労働組合は不参加）は、ゼネストの即時中止を求めるUSPDとゼネストの継続を主張するKPDとの対立を含みつつも、結局、ゼネスト中止を決議した。<sup>(13)</sup>

しかし、政府軍は23日、労働者が協定に違反したとの理由でポットロブ

(11) Spethmann I, S. 235-237.; *Bericht des Untersuchungsausschusses*, S. 5591-5592.

(12) *Errettung des Ruhrgebiets*, S. 35-36.

(13) „Nachklänge zum Generalstreik im Ruhrgebiet“, DBK vom 8. 3. 1919.

(炭鉱都市) を占領した。もはや労働者の抵抗はなかった。<sup>(14)</sup>

### 3. 意義

2月ゼネストは、要求（政府軍の撤退・社会化の実行）を実現しえなかったのみならず、逆に政府軍の占領地域の拡大・労働者の武装解除を結果したことにおいて、完全な敗北であった。

しかし、2月ゼネストを次の4月ゼネストとの関連において把えるならば、敗北としてのみ綜括することは許されない。2月ゼネストの全過程を通じて、“プロレタリアートの統一”は崩壊した。2月ゼネストは、それまで“プロレタリアートの統一”の名のもとにおおい隠されていた路線の対立を暴露したのである。社会改良路線のSPD・労働組合と革命路線のUSPD・KPD・サンディカリストとの対立は、4月ゼネストにおいて一層鮮明になるであろう。

2月ゼネストの検討を終える前に、2月ゼネスト時点でSPD・労働組合がなお大きな影響力を持ちえていた理由に触れておこう。

考えられる一つの理由は、2月ゼネストを最初に呼びかけた2月16日の「ミューールハイム決議」が、SPD・労働組合を無視していたことにある。これは、“プロレタリアートの統一”を破壊したのは“スパルタクイスト”であると主張するSPD・労働組合の絶好の口実となった。それまでともかくもSPD・USPD・KPDの共同行動が維持されていただけに、SPD・労働組合の宣伝は説得力を持ったであろう。

いま一つの理由は、過去の遺産という力である。第一次大戦中に反戦を主張して「旧組合」専従役員の地位を追放されたトイバーは、次のように証言している。

(14) *Errettung des Ruhrgebiets*, S. 35—36.

『旧組合』のように指導者が信仰にも似た信頼 (ein so gläubiges Vertrauen) を享受した労働組合は、他にはない。それは、労働者の指導者に対する支配権力の厳しい迫害に関係している。……ほとんどすべての古い指導者は、禁錮刑を受けていた。……その後継者達は、長年、彼らの先輩がかちえた名声で命脈を保つことができた。……1919年春、指導者に対する社会主義的鉱夫の信頼は衰滅した。<sup>(15)</sup>

#### Ⅳ. 4月ゼネスト

##### 1. 発端

ルール地方労兵評議会大会から退場したことの当然の結果として、「9人委員会」のSPD委員3人も辞任した。3月5日、体制立て直しのため、65炭鉱の代表が集まって炭鉱代表者会議を開いた。会議では、ポーランド人革命家でKPD指導者のカルスキーが運動目標についての講演をおこない、さらに組織再建案を提案した。<sup>(1)</sup>提案は満場一致で採択された。

3月24日、「9人委員会」はルール鉱夫に炭鉱代表者会議の開催を呼びかけた。「9人委員会」のピラは、次のことを知らせた。<sup>(2)</sup>

(1)日時・場所。3月30日午前10時、エッセン市の食堂「アルト・エッセン」。

(2)議題。社会化、「9人委員会」改選。

(3)代議員選出方法。従業員集会で選出。従業員1,000人以下の炭鉱は1人、それ以上の炭鉱は1,000人増えるごとに1人増える。代議員が2人以上の場合、労働者の信頼を得ている職員を含むことが望ましい。

(15) Heinrich Teuber, *Für die Sozialisierung des Ruhrbergbaues*, Frankfurt a. M. 1973, S. 62-63.

(1) カルスキーの講演および提案は、小冊子として公刊された。Karski (J. Marchlewski), *Die Sozialisierung des Bergbaues. Vortrag, gehalten auf der Konferenz der Bergarbeiter=Delegierten des rheinisch-westfälischen Industriegebietes am 5. März 1919 in Essen*, Essen 1919.

(2) Spethmann I, S. 267.

注目すべき第1点は、今回の会議は従来のような労兵評議会大会と異なっており、炭鉱労働者の会議であったことである。このことは、ルール鉱夫が名実ともにルール地方の社会化運動の中心部隊となっていることを意味している。第2点は、代議員が秘密選挙によってではなく従業員集会という公開の場で選出されることになっている点である。運動論的に言えば、秘密選挙に比較して、公開選挙はよりラディカルな代表を選出する傾向をもっており、運動の昂揚期にふさわしいものである。<sup>(3)</sup>

30日の会議に、195炭鉱475人が参加した。会議はUSPD 5人KPD 4人から成る「9人委員会」(炭鉱中央評議会)を選出するとともに、きわめて重要な決議を採択した。まず反対8票で、既存の労働組合からの脱退を決議した。「『鉱夫総連合』(Allgemeine Bergarbeiter = Union) という名の単一組織に全鉱夫は加盟する。その機関は、係員区域評議会・経営評議会・鉱山地区評議会・炭鉱中央評議会である。……既存の労働組合への組合費納入は、ただちに停止される」。さらに、次の要求を決議した。

「1919年4月1日(火曜日)午前10時に一致してゼネストに突入し、以下の諸要求すべてが承認されるまで労働を再開しないことを、会議は全員一致で決議した。

- (1)坑内夫に対して入出坑を含む6時間作業方の即時実施。これによって賃金は切り下げられてはならない。
- (2)25パーセントの賃上げ。
- (3)クナップシャフト問題の解決。
- (4)評議会制度の承認。
- (5)ハムブルク7項目(軍隊の司令権について)の即時実施。
- (6)政治犯全員の即時釈放。
- (7)革命的労働者軍の即時建設。
- (8)すべての義勇軍の即時解体。
- (9)ロシア・ソヴェート政府とのあらゆる政治的経済的関係の即時樹立。
- (10)ルール工業地域および全国における警察の武装解除。
- (11)ストライキ作業方の賃銀支払。<sup>(4)</sup>

(3) SPD・労働組合もこのことに気づいており、公開選挙・公開投票を攻撃した。Vgl. „Zögernder Abbruch des Streiks“, VBB vom 15. 4. 1919.

(4) Spethmann I, S. 269.

このゼネスト決議に対し、政府と鉱夫組合はただちに反応した。まず政府は、31日の閣議でゼネストへの対策を討議した。政府はゼネストを、「途方もない要求（6時間、のみならず一部では5時間労働日）をともなった純粹に政治的性格」をもつものと見なし、戒厳状態の布告・政府軍の派遣を決定した。さらに、現行の7時間半作業方を守る労働者への食料配給の増加・スト労働者への輸入食料配給の中止・スト中の賃銀および失業手当支給の中止を決めた。そしてただちに、この決定を知らせる声明を発表した。<sup>(5)</sup>

他方、4鉱夫組合は連名で、ゼネスト反対声明を発表した。声明の特徴は、ゼネスト諸要求のうち、6時間作業方と「鉱夫総連合」の結成についてのみ触れていることであつた。6時間作業方の要求それ自体には反対ではないが、その即時実施はドイツ国民経済にとって耐えられないものであり、労働時間短縮は近くおこなわれる講和交渉において国際的におこなわれねばならない。鉱夫の統一を図るものとして結成された「鉱夫総連合」は、すでに4鉱夫組合が統一行動をとっているのであるから、不要である、という内容であつた。<sup>(6)</sup>

## 2. 展開

4月ゼネストは、開始とともに次第に参加者数が増大し、ピークとなった9日から12日にかけては30万人を上回るものとなった（第5表参照）。

4月ゼネストの叙述に先立って、まずはじめに、4月ゼネストの経過を示す第6表を掲げておく。

ゼネスト突入の4日後、「9人委員会」はゼネストをより強力にするため、会議を召集した。207炭鉱を代表する540人が参加したこの会議は、次の決議

(5) Hagen Schulze (Bearb.), *Das Kabinett Scheidemann, 13. Februar bis 20. Juni 1919*, Boppard 1971, S. 118—119.

(6) Spethmann I, S. 274—275.

を採択した。①（反対3票で採択）会議は、既存の鉱夫組合が革命的鉱夫の名において語り、交渉する権利を否定する。交渉権は、炭鉱中央評議会（「9人委員会」）のみが有する。②（全員一致）中部ドイツおよびシュレージエンの革命的鉱夫に対し、ルール地方のストライキ鉱夫に連帯を表明するよう要請する。③（全員一致）4月9日正午までに鉱夫の要求が完全に承認されない場合、炭鉱保安維持緊急労働（Notstandsarbeiten）をもはやおこなわない。④（全員一致）会議は、政府軍の兵士募集に応じる者に最大限の軽蔑を表明し、今後いかなる炭鉱においてもこのような者が雇傭されることのないよう努める。彼らは疫病（Pest）のように忌み嫌われる、以上であった。<sup>(7)</sup> 決議のもっとも重要な点は、9日から炭鉱保安維持労働を中止すると決定したことであった。これが実行されるならば、坑内水没・坑内爆発が多くの炭鉱に起きる危険があった。

「旧組合」は、同じく4日、大会に次ぐ決議機関である行動委員会（Aktionsausschuss）を招集した。行動委員会は、激論の後、次の決議を採択し

(第5表) 1919年4月ゼネストの規模

	欠勤者数	欠勤率
4月1日	158,592人	36.92%
2日	206,492	49.28
3日	250,789	59.86
4日	260,274	62.12
5日	267,301	63.80
6日	日曜日	—
7日	288,692	68.90
8日	290,106	69.24
9日	306,650	73.19
10日	307,205	73.32
11日	300,186	71.65
12日	300,154	71.64
13日	日曜日	—
14日	263,141	62.80
15日	244,916	58.93
16日	232,762	55.84
17日	216,437	51.93
18日	休日	—
19日	211,566	50.76
20日	日曜日	—
21日	休日	—
22日	174,279	41.81
23日	147,658	35.42
24日	128,776	30.89
25日	97,154	23.31
26日	78,511	18.84

出典. Spethmann I, S. 280.

(7) „Beschlüsse der „Revolutionären““ ; WAVZ vom 7. 4. 1919.

(第6表) 1919年4月ゼネストの経過

	政 府	第 7 軍 団	労 働 組 合	「9人委員会」
3月30日				4月1日からゼネスト突入決議
31日	ルール地方に戒厳令 施行 軍に治安維持を命令		4鉱夫組合、ゼネスト 反対声明	
4月1日				ゼネスト突入
4日			「旧組合」、行動委員 会を招集	炭鉱代表者会議、9 日から保安労働を中 止することを決議
5日		ミュールハイム市で 武力衝突		
7日	ゼーヴェリンクを全 権委員に任命 労相のルール地方派 遣を決定	エッセン市を占拠	労資交渉、成果なし	
8日	ゼーヴェリンク、鉱 夫に呼びかけ		労資交渉、成果なし	
9日	労相、労資交渉に出席 「9人委員会」の逮捕 を命令 ゼーヴェリンク、強 制保安労働を命令	司令官、労資交渉に 参加せず ポッフム市を占拠	労資交渉、妥結	「9人委員会」、逮捕 さる
10日	ゼーヴェリンク、 USPD・KPD・ サンディカリストの 集会禁止		労資交渉、妥結	
11日			「旧組合」ルール地 方代表者会議、スト 中止を呼びかけ	
15日		「9人委員会」を支 持する炭鉱代表者会 議を粉碎		
17日				炭鉱代表者会議、ゼ ネスト続行決議
23日				炭鉱代表者会議、ゼ ネスト続行決議
28日				ゼネスト、事実上終了

た。①労働組合は経済政策的組織であり、政党政治的目的に悪用されてはならない。②ルール地方ゼネストは政党政治的目的を追求している。6時間作業方の要求は、この政党政治的目的をおおい隠すために持ち出された。③6時間作業方の即時実施は石炭生産を減少させ国民経済を危機におとし入れるため、6時間作業は徐々に実現されるべきである。④政府は至急鉱夫に食料を配給せよ。<sup>(8)</sup>

政府軍は、ストライキの拡大に対し占領地域の拡大で応えた。7日から8日の夜にかけてエッセン市を、そして9日にはボッフム市を占拠した。<sup>(9)</sup>ルール炭鉱業の中心都市が占拠されたのである。

また、政府は、4月7日の閣議において、2つの重要な決定をおこなった。第一に、労働大臣パウアー (Gustav Bauer) のルール地方への派遣である。労相は、「情勢から判断して、全国労兵評議会大会〔4月8日からベルリンで開かれる予定であった—引用者〕への出席よりも、この任務の方がはるかに重要である」と<sup>(10)</sup>と考えていた。第二に、ゼーヴェリンク (Carl Severing, SPD) の政府全権委員 (Reichskommissar) への任命である。国防大臣は彼に「第7軍団司令官と共同し、貴君が必要と考えるあらゆる軍事的・政治的措置をとる」<sup>(11)</sup>権限を与えた。

「9人委員会」による最後通告期限の4月9日は、4月ゼネストにおける

---

(8) 決議に対する賛否数は、史料によって異なっている。「旧組合」機関紙は、「反対4人を除く全員の賛成」と記している („Aktions-Ausschuss und Gesamtvorstand zur gegenwärtigen Lage“, BAZ vom 12. 4. 1919.)。ボッフム市 (「旧組合」本部所在地) のSPD機関紙は、「賛成71, 反対5」と伝えている („Der Bergarbeiter = Verband zur Streikbewegung“, VBB vom 7. 4. 1919.)。Spethmann I, S. 287. は、出典を明記することなく、「賛成71, 反対35」と書いている。

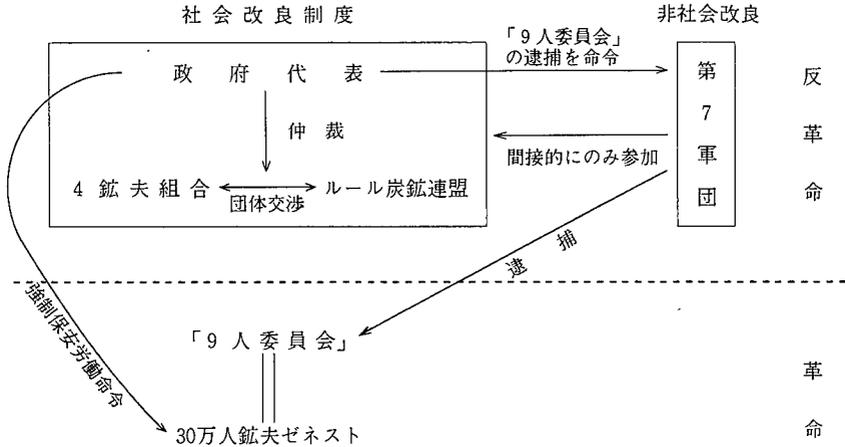
(9) *Errettung des Ruhrgebiets*, S. 49—51.

(10) H. Schulze, *op. cit.*, S. 142.

(11) Carl Severing, *1919/1920 im Wetter- und Watterwinkel*, Bielefeld 1927, S. 25.

諸勢力の対抗関係を凝集して示していた。理解を容易にするため、まずはじめに、それを図示しておこう（第2図参照）。

（第2図） 1919年4月9日における諸勢力の関係



4月9日朝、かねてから待たれていた労相バウアーがルール地方に到着した。早速、彼を議長として労資の団体交渉がおこなわれた。交渉には、4鉱夫組合代表・「ルール炭鉱連盟」代表という当事者の他に、政府全権委員ゼーヴェリンク・ライヒ経済省代表・プロイセン商工省代表・デュッセルドルフ県官庁代表・エッセン市長・「技術・工業職員組合」代表が出席した。団体交渉における労資の主張は、次のごとくであった。

(1)資本家側一賃銀を同じにしたままの作業方時間短縮は、企業の生産原価を上昇させ、企業利益を問題外にしてしまう。労働組合側は、6時間作業方の導入によって労働者を再び掌握できると主張しているが、それは誤まっている。ストライキは政治的動機によっておこなわれており、たとえ経済的要求について譲歩したとしても、すぐ新たな要求が出されるであろう。また、国民経済も6時間作業方に耐え得ない。入出坑を含む6時間作業方が実施された場合、実働時間は4時間半になり、「暑い」炭鉱ではわずか2時間半になる。これは能率の急激な低下を引き起こし、出炭量を大幅に減少させるであろう。「それ故、現在の労働条件を無条件にかつ断固として維持することのみが、ストライキと闘い、労働者を最終的に正気に立ち戻らせるのに適している。……政府に対しては、

保安労働をおこなう旨を表明している職員・労働者がそれを妨害されずに実行できるよう、即時の軍事的保護を要請する」。

(2) 鉱夫組合側—6時間作業方を導入しなければならない。現在の食料事情のもとでは、労働者は6時間以上の坑内労働に耐えられない。6時間作業方の考えは、すでに労働者にまったく強く根づいている。「スパルタキストの煽動が片付き、同時に、6時間作業方の要求が承認されるならば、労働組合は再び労働者を掌握し、スパルタキストは役割を演じ終えるであろう」。軍事的保護は余り成果を期待できない。それは、安寧の回復や保安労働の確保のための適当な手段とは思われない。軍隊はしばしば労働者の憤激を買っている。さらに、もし職員・労働者の軍事的保護をおこなおうとするならば、炭鉱とその入口だけでなく、入口に通じる道路をも確保する必要があるが、現在の軍事力ではまったく不十分である。また、軍は非常に多くの信頼できない分子をかかえており、たとえ数的に十分な軍事力があつたとしても、十分な保護は期待できない。

(3) 労働大臣—6時間作業方の導入によって鉱夫が平穏になることはないであろう。スパルタキストは6時間作業方の導入によって大勝利を得ることになり、鉱夫組合はさらに多くの労働者を失なうであろう。現在の労働条件を堅持すれば、ストライキは徐々に鎮静化し、労働者は再び理性に帰り、自分の仕事に戻るであろう。

以上のような主張が述べられた後、緊急保安労働の確保と労働者希望の保護とが話し合われた。そして一旦休会した。休会中、労資の当事者を除いて、労相・政府代表・政府全権委員ゼーヴェリンクおよび第7軍団代表のみの会合が開かれ、仲裁案を決定した。

「①ストライキ終結のためには労働者に対する譲歩が必要であると考えられ、7時間作業方の導入が決定された。鉱夫・炭鉱所有者・政府の代表各1名からなる専門委員会は、それ以上の労働時間短縮が国民経済と国内工業の世界市場競争力からみて実現可能かどうかを検討する。②ルール地方の男子住民に対し、強制保安労働を命ずる命令書をただちに布告する。③必要な兵力数を考慮して、全炭鉱の軍事的占拠を断念する。ただし、危険な地点にいつでも軍隊を派遣しうるように、十分な軍隊を特定地点に集結させる。」

労相パウアーは、この仲裁案を労資双方に報告した。資本家側は、「それから生じる結果に対する全責任を拒否する」と声明した上で、了承した。かくして、朝10時に始まった会議は、夜10時に終わった。<sup>112)</sup>

ところで、この労資交渉に第7軍団司令官ヴァターは参加していなかった。また、第7軍団の代表も、労資交渉の途中におこなわれた行政当局者のみの

(12) Spethmann I, S. 299—302.

会合に出席したのみであった。司令官ヴァターは、労資交渉に出席するようにとの政府全権委員ゼーヴェリンクの要請に、他の執務を口実として参加を拒否した。<sup>(13)</sup> 4月9日はゼネストのピーク時であり、この時期の司令官ヴァターにとって、ゼネスト収拾以上に重要な執務があるはずはない。彼は、意図的に労資交渉をボイコットしたのである。4月9日の労資交渉は、戦前には見られなかった社会改良制度を表現していた。彼は、それをボイコットすることによって、自己の反社会改良的信念を表明したのである。

4月9日の労資交渉の最中、第7軍団は「9人委員会」のメンバーを逮捕した。その際におこなわれた銃撃戦で、軍側に数人の負傷者、労働者側に数人の死者をだした。<sup>(14)</sup>

さらに、9日、政府全権委員ゼーヴェリンクは、強制保安労働を命じる布告をだした。

「①満17歳以上50歳以下の全男子住民は、必要な場合、地方自治体当局の命令により、国民経済にとって必要な経営体を維持するため緊急保安労働をおこなう義務を負う。  
②第1項にもとづく命令にしたがわない場合、500マルク以下の罰金または1年以下の禁錮に処す。」

この布告の意義について、ゼーヴェリンク自身が解説している。「地方自治体当局は、ストライキの精神的首謀者に緊急保安労働を課す手段を得た。……彼らが命令に従った場合、彼らは運動から浮いてしまい、同志の不信を買った。命令を拒否した場合、彼らは当局による他の方法で無害にされた。」<sup>(15)</sup>

翌10日にも労資交渉がおこなわれ、クナップシャフト給付の改善について合意が成立した。<sup>(16)</sup>

11日、労資交渉の成果をふまえてゼネストを終結させるべく、「旧組合」はルール地方代表者会議を招集した。会議には、あくまでも6時間作業方の実

(13) C. Severing, *op. cit.*, S. 31.

(14) *Errettung des Ruhrgebiets*, S. 52.

(15) C. Severing, *op. cit.*, S. 32.

(16) „Knappschaftliche Forderungen bewilligt“, BAZ vom 19. 4. 1919.

現を目ざしてストを続行するよう主張する無視できない少数派が存在したが、結局、「会議は労資交渉における組合指導部の態度を了承し、……全組合員にただちに労働を再開するよう勧める」という決議を、賛成217、反対82、無効18で採択した。<sup>(17)</sup>

政府・労働組合の以上のような動きに対抗して、15日、スト労働者の代表者会議が開かれた。会議は最初エッセンで開かれる予定であったが、エッセンが戒厳状態下にあったため、戒厳状態でない小さな村に会場を移して開かれた。会議には、「キリスト教鉱夫組合」組合員からKPDまでを含む650人が参加した。議長の報告が終り、各地区からのスト状況が報告されている最中、会場は「リヒトシュラク義勇軍」にとり囲まれた。政府軍が現われた場合には平穏に退出することを予め決めてあったため、議長は退出を呼びかけた。ところが、突然外から銃声が響き、弾丸が窓を破った。会場はパニックにおちいった。参加者は我先にと逃げようとしたが、義勇軍は発砲しながらほぼ全員を逮捕した。その際、1人が射殺され、負傷もでた。彼らの一部はまもなく釈放され、他の一部はエッセンまで護送され、そこで釈放された。彼らはその間、ずっと手を上げていることを命じられた。<sup>(18)</sup>

会議の粉碎は、軍の独断的行動であった。また、前例のないものであった。鉱夫は憤激した。そのため、政府全権委員ゼーヴェリンクは、17日、参加者の保護を約束した上で、15日の会議の参加者全員をドルトムントに集め、会議を開かせた。会議は、従来の要求を確認し、スト続行を決議した。<sup>(19)</sup>

23日、再びスト労働者の代表者会議が開かれた。会議はスト続行と緊急保安活動の拒否を決議した。しかし、出席を呼びかけられた600人のうち200人しか出席しなかった事実が示すように、ゼネストの退潮はおおうべくもなか

(17) „Wiederaufnahme der Arbeit beschlossen“, VBB vom 12. 4. 1919.

(18) C. Severing, *op. cit.*, S. 42–44.; Spethmann I, S. 309–310.; „Zur Sprengung der Bergarbeiterkonferenz“, AZE vom 17. 4. 1919.

(19) Spethmann I, S. 389–390.

②  
った。

かくして、4月ゼネストは、正式の終結宣言もないまま、徐々に、そして徐々にのみ崩壊していったのである。

## V. 総括

1918年11月3日に始まった革命は、さしあたり兵士運動であった。やがてルール鉦夫も起ち上がった。彼らは一方で職制追放・労働者管理への意志を表明し、また他方で反労働組合的傾向をも示した。

1919年1月13日に結成された「9人委員会」は、それまで個々におこなわれていた鉦夫運動を統一的にまとめあげる組織的中核となった。しかしこの統一は、同時に、運動目標の曖昧さを伴っていた。

その間、政府は「労働協約令」(1918年12月23日)によって、労資の団体交渉＝労働協約を法的に支持した。また、軍部は、義勇軍の建設によって軍事力の回復を図り、ついに「兵士総評議会」の解体に成功した。

義勇軍と労働者評議会との武力衝突に端を発した2月ゼネストは、短期間に完全な敗北をもって終わった。政府軍は軍事的に勝利した。2月ゼネストを契機に、SPD・USPD・KPDの“プロレタリアートの統一”は崩壊した。

4月ゼネストは、革命と反革命、社会改良と非社会改良との重層的な構造を明示した。4月ゼネストは、社会改良の側からの若干の譲歩(7時間作業方)を引きだしたものの、敗北していった。

2月ゼネストおよび4月ゼネスト敗北のもっとも重要な理由の一つは、軍事力において労働者が圧倒的に劣位だったことにある。それは、革命の始ま

---

②) „Vom Streik—zum Putsch“, VBB vom 25. 4. 1919.

り方に起因している。革命の始まる時、旧権力はほとんど何らの抵抗もおこなわなかった。武力衝突はなかった。そのため、軍事力の重要性が労働者に意識されるのが遅れたのである。1年後、労働者は、1920年3月のカップ叛乱に対し、本格的な武装闘争をおこなうであろう。それについては、稿を改めて論じよう。

(附記) 本稿は、昭和53年度科学研究費補助金奨励研究(A)にもとづく研究成果の一部である。